

藤沢市文化財保護委員会委員の任命について
次の者を藤沢市文化財保護委員会委員に任命する。

2022年（令和4年）8月12日提出

藤沢市教育委員会

教育長 岩本 将宏

1 氏名等

氏名	生年月日	住所	選出 区分	新任 再任 の別	委嘱 任命 の別	備考
いとう かずみ 伊藤 一美			歴史	再任	任命	葉山町 文化財保 護委員
おおの さとし 大野 敏			建築	再任	任命	横浜国立 大学大学 院教授
かわぐち とくじろう 川口 徳治朗			考古	再任	任命	元神奈川 県立歴史 博物館学 芸部長
かわじ ひろふみ 川地 啓文			自然	再任	任命	元藤沢市 立駒寄小 学校校長

すずき よしあき 鈴木 良明			歴史 宗教 史	再任	任命	前鎌倉国 宝館館長
やじま りつこ 矢島 律子			美術 工芸	新任	任命	鶴見大学 文学部教 授

2 任期

2022年（令和4年）9月18日から2024年（令和6年）9月17日まで

提案理由

この議案を提出したのは、藤沢市文化財保護委員会の委員の任期が2022年（令和4年）9月17日で満了となるため、藤沢市文化財保護条例第11条の規定により、新たに委員を任命する必要がある。

参 考

藤沢市文化財保護条例 抜粋

（文化財保護委員会の設置等）

第11条 文化財の保存及び活用に関し、教育委員会の諮問に応じ、意見を述べるため、藤沢市文化財保護委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会の委員(以下「委員」という。)の定数は6人とし、文化財について専門の学識経験者のうちから教育委員会が任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じたときの補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。